

第62号議案

芦屋市都市景観条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市都市景観条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成22年9月7日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

芦屋川南特別景観地区の都市計画決定に伴い、当該地区における工作物の形態意匠等の制限その他必要な事項を定めるとともに、関係条文を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市都市景観条例の一部を改正する条例

芦屋市都市景観条例（平成21年芦屋市条例第25号）の一部を次のように改正する。

目次中「第8条・第9条」を「第8条—第9条の2」に、「第13条」を「第13条の2」に改める。

第9条の見出しを「(建築物等の計画の認定の手続)」に改める。

第2章第1節中第9条の次に次の1条を加える。

(門、塀、垣、石積み擁壁等の保存認定の手続)

第9条の2 市長は、第13条の2の規定による保存認定をしようとするときは、あらかじめ認定審査会の意見を聴かなければならない。

第2章第2節中第13条の次に次の1条を加える。

(門、塀、垣、石積み擁壁等の保存認定)

第13条の2 景観地区に関する都市計画において定められた門、塀、垣、石積み擁壁等の保存認定に係る敷地面積の最低限度の特例により建築物の建築に供する目的で行う土地の区画の変更を行う者は、あらかじめ、その計画が、まちなみの特徴づけている意匠を有するものの保存を行うことを目的としていることについて、規則で定めるところにより、申請書を提出して市長の認定を受けなければならない。当該認定を受けた計画の変更を行おうとする場合も、同様とする。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合においては、その受理した日から30日以内に、申請に係る計画を審査し、当該計画がまちなみの特徴づけている意匠を有するものの保存を行うことを目的としていると認めたときは、当該申請者に認定証を交付しなければならない。

3 市長は、前項の規定により審査をした場合において、申請に係る計画がまちなみ

を特徴づけている意匠を有するものの保存を行うことを目的としていないと認めるとき、又は当該申請書の記載によってはまちなみを特徴づけている意匠を有するものの保存を行うことを目的としているかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を同項の期間内に当該申請者に交付しなければならない。

第14条の見出しを「(工作物の形態意匠等の制限)」に改め、同条中「定める基準」を「定める形態意匠の制限」に改め、同条に次の1項を加える。

2 景観地区内における工作物は、別表第2に定める工作物の高さの最高限度に適合するものでなければならない。ただし、令第17条で定める他の法令の規定により義務付けられた工作物又はその部分にあつては、この限りでない。

第15条第1項中「前条」を「前条第1項」に改める。

第16条（見出しを含む。）中「認定工作物」を「工作物」に改める。

第17条中「市長は」の次に「、認定工作物について」を加える。

第21条各号列記以外の部分を次のように改める。

第14条から前条まで（認定工作物以外の工作物にあつては、第14条及び第16条）の規定は、次に掲げる工作物については、適用しない。

第21条第1項第1号から第3号までの規定中「認定工作物」を「工作物」に改め、同項第4号中「第2号の認定工作物」を「前号の工作物」に、「認定工作物」を「工作物」に改め、同項第5号中「認定工作物」を「工作物」に改め、同条第2項及び第3項中「認定工作物」を「工作物」に改める。

第22条中「認定工作物」を「工作物」に改める。

第30条第3項中「景観地形成区等」を「景観形成地区等」に改める。

別表第1認定を要する工作物の表に次のように加える。

| | |
|----------------|---|
| 芦屋川南特別 景観地区 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 幅員10メートルを超える道路 (2) 面積2,500平方メートルを超える公園 (3) 高架道路, 高架鉄道, 横断歩道橋, こ線橋その他これらに類するもの (4) 橋りょうその他これに類するもので幅員10メートルを超え, 又はその延長が30メートルを超えるもの (5) 立体駐車場で築造面積500平方メートルを超えるもの (6) 鉄筋コンクリート造の柱, 鉄柱, 木柱その他これらに類するもの(旗ざお並びに架空電線路用並びに電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第10号の電気事業者及び同項第12号の卸供給事業者の保安通信設備用のものを除く。)で高さ15メートルを超えるもの (7) 高架水槽で高さ10メートルを超えるもの (8) 煙突で高さ10メートルを超えるもの (9) 装飾塔, 記念塔, 物見塔, 電波塔その他これらに類するもので高さ10メートルを超えるもの (10) 建築物に附属する垣, さく, 塀, 門その他これらに類するもの (11) 建築物に附属する擁壁 (12) 建築物に附属する擁壁以外の擁壁で高さ0.5メートルを超えるもの (13) 建築物に附属する日よけその他これに類するもの (14) アンテナで高さ10メートルを超えるもの(建築物と一体となって設置される場合は, 高さ4メートルを超え, かつ, 建築物等の高さとの合計が10メートルを超えるもの) (15) 乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもので高さ10メートルを超えるもの (16) メリーゴーランド, 観覧車, 飛行塔, コースター, ウォーターシュートその他これらに類する遊技施設で高さ10メートルを超えるもの (17) 石油, ガス, LPG, 穀物, 飼料, 肥料, セメントその他これらに類するものを貯蔵する施設で高さ10メートルを超えるもの |
|----------------|---|

別表第2(備考を除く。)を次のように改める。

別表第2(第14条関係)

景観地区内における工作物の形態意匠等の制限

| 景観地区 の区分 | 基 準 | |
|-------------|---------------------------------|---|
| 芦屋景観 地区 | 形 態 意 匠 の 制 限 | 一般基準 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> (1) 緑ゆたかな美しい芦屋の景観を目指し, 工作物の外観や形態意匠は, 芦屋らしい景観の基本となっている自然環境や歴史的資産との一体性や地域ごとの景観特性に考慮し, 周辺のまちなみや界限とのかかわり状況, 敷地内の位置, 工作物の規模, 意匠, 材料及び色彩について, 隣接する相互間で調整され, 地域全体として調和し, 景観の向上に資するものとする。 (2) 緑ゆたかな美しいまちづくりには, 樹木草花の存在が欠かすことができない。そのため, 潤いのある生活環境の創造に寄与するように, 工作物及び駐車場など工作物に附属する施設と緑化デザインが一体となった緑ゆたかな美しい景観の形成を図るものとする。 |
| | 工作物の種類 | 項目別基準 |
| | (1) 立体駐車 | 位置・規模 (1) 芦屋の景観を特徴づける山・海などへ |

| | | |
|---|-------|--|
| <p>場</p> <p>(2) 高架水槽</p> <p>(3) 装飾塔，記念塔，物見塔，電波塔その他これらに類するもの</p> <p>(4) 乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの</p> <p>(5) メリーゴーランド，観覧車，飛行塔，コースター，ウォーターシユートその他これらに類する遊技施設</p> <p>(6) 石油，ガス，LPG，穀物，飼料，肥料，セメントその他これらに類するものを貯蔵する施設</p> | | <p>の眺めを損ねない配置，規模及び形態とすること。</p> <p>(2) 現存する景観資源を可能な限り活かした配置，規模及び形態とすること。</p> <p>(3) 周辺の景観と調和したスケールとし，通りや周辺との連続性を維持し，形成するような配置，規模及び形態とすること。</p> |
| | 外観意匠 | <p>(1) 主要な材料は周辺の景観との調和に配慮し，見苦しくならないものを用いること。</p> <p>(2) 周辺の景観と調和するよう，見えがかり上のボリューム感を軽減すること。</p> <p>(3) 通りや周辺で共通の要素を有しているところでは，連続性が維持される意匠とすること。</p> <p>(4) 側面や背面についても，意匠は周辺の景観と調和したものとすること。</p> |
| | 屋外設備 | <p>屋外に設置する設備は，周囲から見えないよう工夫し，露出する場合は工作物と調和した意匠とすること。</p> |
| | 通り外観 | <p>(1) 前面空地，駐車場アプローチなど接道部は，工作物と一体的に配置し，及びしつらえるとともに，材料の工夫を行い，落ち着いたある外観意匠とすること。</p> <p>(2) 十分な修景植栽を施すことにより，緑ゆたかな外観とすること。</p> <p>(3) 街角に立つ場合には，街角を意識した意匠とすること。</p> |
| | 色彩 | <p>芦屋の景観色を念頭に，低彩度を基本とし，周辺の景観との調和に配慮したけばけばしくない配色とすること。特に工作物の大部分を占める基調色の彩度については，地域に多く用いられている色彩との調和を図り，マンセル値で次を満たすこと。</p> <p>ア R（赤），YR（橙）系の色相を使用する場合は，彩度4以下</p> <p>イ Y（黄）系の色相を使用する場合は，彩度3以下</p> <p>ウ その他の色相を使用する場合は，彩度2以下</p> |
| <p>(1) 鉄筋コンクリート造の柱，鉄柱，木柱その他これらに類するもの</p> <p>(2) 煙突</p> | 位置・規模 | <p>(1) 芦屋の景観を特徴づける山・海などへの眺めを損ねない配置，規模及び形態とすること。</p> <p>(2) 現存する景観資源を可能な限り活かした配置，規模及び形態とすること。</p> <p>(3) 周辺の景観と調和したスケールとし，通りや周辺との連続性を維持し，形成するような配置，規模及び形態とすること。</p> |

| | | |
|---|-------|---|
| | 外観意匠 | 主要な材料は周辺の景観との調和に配慮し、見苦しくならないものを用いること。 |
| | 屋外設備 | 屋外に設置する設備は、周囲から見えないう工夫し、露出する場合は工作物と調和した意匠とすること。 |
| | 色彩 | <p>芦屋の景観色を念頭に、低彩度を基本とし、周辺の景観との調和に配慮したけばけばしくない配色とすること。特に工作物の大部分を占める基調色の彩度については、地域に多く用いられている色彩との調和を図り、マンセル値で次を満たすこと。</p> <p>ア R（赤）、Y R（橙）系の色相を使用する場合は、彩度4以下</p> <p>イ Y（黄）系の色相を使用する場合は、彩度3以下</p> <p>ウ その他の色相を使用する場合は、彩度2以下</p> |
| 大規模建築物に附属する垣、さく、塀、門その他これらに類するもの | 位置・規模 | <p>(1) 現存する景観資源を可能な限り活かした配置、規模及び形態とすること。</p> <p>(2) 周辺の景観と調和したスケールとし、通りや周辺との連続性を維持し、形成するような配置、規模及び形態とすること。</p> |
| | 外観意匠 | <p>(1) 主要な材料は周辺の景観との調和に配慮し、見苦しくならないものを用いること。</p> <p>(2) 通りや周辺で共通の要素を有しているところでは、連続性が維持される意匠とすること。</p> |
| | 通り外観 | 塀、さく等の囲障は、植栽計画と一体となった意匠とすること。 |
| | 色彩 | <p>芦屋の景観色を念頭に低彩度を基本とし、周辺の景観との調和に配慮したけばけばしくない配色とすること。特に工作物の大部分を占める基調色の彩度については、地域に多く用いられている色彩との調和を図り、マンセル値で次を満たすこと。</p> <p>ア R（赤）、Y R（橙）系の色相を使用する場合は、彩度4以下</p> <p>イ Y（黄）系の色相を使用する場合は、彩度3以下</p> <p>ウ その他の色相を使用する場合は、彩度2以下</p> |
| | | |
| (1) 大規模建築物に附属する擁壁 (2) 大規模建築物に附属する擁壁以外の擁壁 | 位置・規模 | <p>(1) 現存する景観資源を可能な限り活かした配置、規模及び形態とすること。</p> <p>(2) 周辺の景観と調和したスケールとし、通りや周辺との連続性を維持し、形成するような配置、規模及び形態とすること。</p> |
| | 外観意匠 | (1) 主要な材料は周辺の景観との調和に配 |

| | | |
|----------------|-------|--|
| | | <p>慮し、見苦しくならないものを用いること。</p> <p>(2) 周辺の景観と調和するよう、見えがかり上のボリューム感を軽減すること。</p> <p>(3) 通りや周辺で共通の要素を有しているところでは、連続性が維持される意匠とすること。</p> |
| | 通り外観 | 自然素材の仕様や植栽との組み合わせ等周辺景観と調和した意匠とすること。 |
| | 色彩 | <p>芦屋の景観色を念頭に、低彩度を基本とし、周辺の景観との調和に配慮したけばけばしくない配色とすること。特に工作物の大部分を占める基調色の彩度については、地域に多く用いられている色彩との調和を図り、マンセル値で次を満たすこと。</p> <p>ア R（赤）、Y R（橙）系の色相を使用する場合は、彩度4以下</p> <p>イ Y（黄）系の色相を使用する場合は、彩度3以下</p> <p>ウ その他の色相を使用する場合は、彩度2以下</p> |
| 大規模建築物に附属する日よけ | 位置・規模 | <p>(1) 現存する景観資源を可能な限り活かした配置、規模及び形態とすること。</p> <p>(2) 周辺の景観と調和したスケールとし、通りや周辺との連続性を維持し、形成するような配置、規模及び形態とすること。</p> |
| | 外観意匠 | <p>(1) 主要な材料は周辺の景観との調和に配慮し、見苦しくならないものを用いること。</p> <p>(2) 建築物と調和した意匠とすること。</p> |
| | 色彩 | <p>(1) 芦屋の景観色を念頭に、低彩度を基本とし、周辺の景観との調和に配慮したけばけばしくない配色とすること。特に工作物の大部分を占める基調色の彩度については、地域に多く用いられている色彩との調和を図り、マンセル値で次を満たすこと。</p> <p>ア R（赤）、Y R（橙）系の色相を使用する場合は、彩度4以下</p> <p>イ Y（黄）系の色相を使用する場合は、彩度3以下</p> <p>ウ その他の色相を使用する場合は、彩度2以下</p> <p>(2) 建築物の色彩と調和したものであること。</p> |
| アンテナ | 位置・規模 | <p>(1) 芦屋の景観を特徴づける山・海などへの眺めを損ねない配置、規模及び形態とすること。</p> <p>(2) 現存する景観資源を可能な限り活かし</p> |

| | | | |
|------------|--|--|--|
| | | | <p>た配置，規模及び形態とすること。</p> <p>(3) 周辺の景観と調和したスケールとし，通りや周辺との連続性を維持し，形成するような配置，規模及び形態とすること</p> |
| | | 外観意匠 | <p>主要な材料は周辺の景観との調和に配慮し，見苦しくならないものを用いること。</p> |
| | | 屋外設備 | <p>屋外に設置する設備は，周囲から見えないう工夫し，露出する場合は工作物と調和した意匠とすること。</p> |
| | | 色彩 | <p>(1) 芦屋の景観色を念頭に，低彩度を基本とし，周辺の景観との調和に配慮したければしくない配色とすること。特に工作物の大部分を占める基調色の彩度については，地域に多く用いられている色彩との調和を図り，マンセル値で次を満たすこと。</p> <p>ア R（赤），Y R（橙）系の色相を使用する場合は，彩度4以下</p> <p>イ Y（黄）系の色相を使用する場合は，彩度3以下</p> <p>ウ その他の色相を使用する場合は，彩度2以下</p> <p>(2) 建築物と一体となって設置される場合は，当該建築物の色彩と調和したものであること。</p> |
| | (1) 道路 (2) 公園 | | <p>(1) 周辺の景観に調和した意匠，色彩等とすること。</p> <p>(2) 屋外に設置する設備は，できるだけ目立たないように工夫したものとすること。</p> |
| | (1) 高架道路，高架鉄道，横断歩道橋，こ線橋その他これらに類するもの (2) 橋りょうその他これに類するもの | | <p>(1) 周辺の景観に調和した意匠，色彩等とすること。</p> <p>(2) 屋外に設置する設備は，できるだけ目立たないように工夫したものとすること。</p> <p>(3) 親柱，高欄等の意匠やポイントとなる彫刻，緑化等による演出を工夫したものとすること。</p> |
| 芦屋川南特別景観地区 | 形態意匠の制限 | 一般基準 | |
| | | <p>芦屋川沿岸では，河岸の松並木と宅地内の生垣・樹木及び御影石の石積等が一体となった緑ゆたかな特徴ある景観が形成され，河川を軸とした眺望が広がる。この特徴ある景観を保全・育成するために，特に芦屋川からの景観形成に配慮する。</p> <p>(1) 背景となる山の緑や河岸の松などと一体となった緑ゆたかな美しい景観となるよう，河川沿いの通りからの見え方に配慮した工作物の配置とするとともに，敷地内の緑と調和する工作物の形態，意匠及び材料とすることにより，通りの緑の連続性を形成する。</p> <p>(2) 周辺の緑環境と調和した工作物となるよう，工作物の規模や位置に</p> | |

配慮するとともに、河川沿いの通り際には、まちなみを特徴づけている素材や意匠の継承に配慮し、工作物及び駐車場や囲障など工作物に附属する施設が一体となった落ち着いた通り外観を形成する。

(3) 河川沿いの通りや橋などから望む開放的な見通しの景観を保全するため、工作物の高さや形態、配置などに配慮し、芦屋川を軸とした眺望景観を形成する。

| 工作物の種類 | 項目別基準 | |
|--|-------|--|
| (1) 立体駐車場 (2) 高架水槽 (3) 装飾塔，記念塔，物見塔，電波塔その他これらに類するもの | 位置・規模 | (1) 芦屋川の景観を特徴づける山・海などへの眺めを損ねない配置，規模及び形態とすること。 (2) 現存する景観資源を可能な限り活かした配置，規模及び形態とすること。 (3) 周辺の景観と調和したスケールとし，通りや周辺，河岸の並木との連続性を維持し，形成するような配置，規模及び形態とすること。 |
| (4) 乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの (5) メリーゴーランド，観覧車，飛行塔，コースター，ウォーターシュートその他これらに類する遊技施設 | 外観意匠 | (1) 主要な材料は，周辺の景観との調和や質感に配慮し，見苦しくならないものを用いること。 (2) 芦屋川からの眺めを意識した意匠とすること。併せて周辺の景観と調和するように，見えがかり上のボリューム感を軽減すること。 (3) 通りや周辺で共通の要素を有しているところでは，連続性が維持される意匠とすること。 (4) 側面や背面についても，意匠は周辺の景観と調和したものとすること。 |
| (6) 石油，ガス，LPG，穀物，飼料，セメントその他これらに類するものを貯蔵する施設 | 屋外設備 | 屋外に設置する設備は，周囲から見えないよう工夫し，露出する場合は工作物と調和した意匠とすること。 |
| | 通り外観 | (1) 前面空地，駐車場アプローチなど接道部は，工作物と一体的に配置し，及びしつらえとともに，材料の工夫を行い，落ち着いたきのある外観意匠とすること。 (2) 中高木等による植栽を十分に施すことにより，緑と調和した外観意匠とすること。 (3) 街角に立つ場合には，街角を意識した意匠とすること。 |
| | 色彩 | 芦屋の景観色を念頭に，低彩度を基本とし，周辺の景観との調和に配慮したけばけばしくない配色とすること。特に工作物の大部分を占める基調色の彩度については，地域に多く用いられている色彩との調和を図り，マンセル値で次を満たすこと。 ア R（赤），Y R（橙）系の色相を使用する場合は，彩度4以下 イ Y（黄）系の色相を使用する場合 |

| | | |
|---|-------|---|
| | | は、彩度3以下 ウ その他の色相を使用する場合は、彩度2以下 |
| (1) 鉄筋コンクリート造の柱，鉄柱，木柱その他これらに類するもの (2) 煙突 | 位置・規模 | (1) 芦屋川の景観を特徴づける山・海などへの眺めを損ねない配置，規模及び形態とすること。 (2) 現存する景観資源を可能な限り活かした配置，規模及び形態とすること。 (3) 周辺の景観と調和したスケールとし，通りや周辺，河岸の並木との連続性を維持し，形成するような配置，規模及び形態とすること。 |
| | 外観意匠 | 主要な材料は周辺の景観との調和や質感に配慮し，見苦しくならないものを用いること。 |
| | 屋外設備 | 屋外に設置する設備は，周囲から見えないよう工夫し，露出する場合は工作物と調和した意匠とすること。 |
| | 色彩 | 芦屋の景観色を念頭に，低彩度を基本とし，周辺の景観との調和に配慮したけばけばしくない配色とすること。特に工作物の大部分を占める基調色の彩度については，地域に多く用いられている色彩との調和を図り，マンセル値で次を満たすこと。 ア R（赤），YR（橙）系の色相を使用する場合は，彩度4以下 イ Y（黄）系の色相を使用する場合は，彩度3以下 ウ その他の色相を使用する場合は，彩度2以下 |
| 建築物に附属する垣，さく，塀，門その他これらに類するもの | 位置・規模 | (1) 現存する景観資源を可能な限り活かした配置，規模及び形態とすること。 (2) 周辺の景観と調和したスケールとし，通りや周辺，河岸の並木との連続性を維持し，形成するような配置，規模及び形態とすること。 |
| | 外観意匠 | (1) 主要な材料は，周辺の景観との調和や質感に配慮し，見苦しくならないものを用いること。 (2) 芦屋川からの眺めを意識した意匠とすること。 (3) 通りや周辺で共通の要素を有しているところでは，連続性が維持される意匠とすること。 |
| | 通り外観 | 塀，さく等の囲障は，周辺の景観になじむ素材を使用し，植栽計画と一体となった意匠とすること。 |
| | 色彩 | 芦屋の景観色を念頭に低彩度を基本とし，周辺の景観との調和に配慮したけばけばしくない配色とすること。特に工作物の |

| | | |
|--|-------|---|
| | | <p>大部分を占める基調色の彩度については、地域に多く用いられている色彩との調和を図り、マンセル値で次を満たすこと。</p> <p>ア R（赤），Y R（橙）系の色相を使用する場合は，彩度4以下</p> <p>イ Y（黄）系の色相を使用する場合は，彩度3以下</p> <p>ウ その他の色相を使用する場合は，彩度2以下</p> |
| <p>(1) 建築物に附属する擁壁</p> <p>(2) 建築物に附属する擁壁以外の擁壁</p> | 位置・規模 | <p>(1) 現存する景観資源を可能な限り活かした配置，規模及び形態とすること。</p> <p>(2) 周辺の景観と調和したスケールとし，通りや周辺，河岸の並木との連続性を維持し，形成するような配置，規模及び形態とすること。</p> |
| | 外観意匠 | <p>(1) 主要な材料は，周辺の景観との調和や質感に配慮し，見苦しくならないものを用いること。</p> <p>(2) 芦屋川からの眺めを意識した意匠とすること。</p> <p>(3) 通りや周辺で共通の要素を有しているところでは，連続性が維持される意匠とすること。</p> |
| | 通り外観 | <p>芦屋川からの見え方に配慮するとともに，地域で多用される御影石の仕様や周辺の景観になじむ素材や意匠とし，建築物に附属する擁壁にあっては，それらと建築物が一体となった特徴ある景観を継承する外観意匠とすること。</p> |
| | 色彩 | <p>芦屋の景観色を念頭に，低彩度を基本とし，周辺の景観との調和に配慮したけばけばしくない配色とすること。特に工作物の大部分を占める基調色の彩度については，地域に多く用いられている色彩との調和を図り，マンセル値で次を満たすこと。</p> <p>ア R（赤），Y R（橙）系の色相を使用する場合は，彩度4以下</p> <p>イ Y（黄）系の色相を使用する場合は，彩度3以下</p> <p>ウ その他の色相を使用する場合は，彩度2以下</p> |
| 建築物に附属する日よけ | 位置・規模 | <p>(1) 現存する景観資源を可能な限り活かした配置，規模及び形態とすること。</p> <p>(2) 周辺の景観と調和したスケールとし，通りや周辺，河岸の並木との連続性を維持し，形成するような配置，規模及び形態とすること。</p> |
| | 外観意匠 | <p>(1) 主要な材料は，周辺の景観との調和や質感に配慮し，見苦しくならないものを用いること。</p> |

| | | |
|------------------|-------|---|
| | | (2) 建築物と調和した意匠とすること。 |
| | 色彩 | (1) 芦屋の景観色を念頭に、低彩度を基本とし、周辺の景観との調和に配慮したければしくはない配色とすること。特に工作物の大部分を占める基調色の彩度については、地域に多く用いられている色彩との調和を図り、マンセル値で次を満たすこと。 ア R (赤), YR (橙) 系の色相を使用する場合は、彩度4以下 イ Y (黄) 系の色相を使用する場合は、彩度3以下 ウ その他の色相を使用する場合は、彩度2以下 (2) 建築物の色彩と調和したものであること。 |
| アンテナ | 位置・規模 | (1) 芦屋川の景観を特徴づける山・海などへの眺めを損ねない配置、規模及び形態とすること。 (2) 現存する景観資源を可能な限り活かした配置、規模及び形態とすること。 (3) 周辺の景観と調和したスケールとし、通りや周辺、河岸の並木との連続性を維持し、形成するような配置、規模及び形態とすること。 |
| | 外観意匠 | 主要な材料は周辺の景観との調和や質感に配慮し、見苦しくならないものを用いること。 |
| | 屋外設備 | 屋外に設置する設備は、周囲から見えないよう工夫し、露出する場合は工作物と調和した意匠とすること。 |
| | 色彩 | (1) 芦屋の景観色を念頭に、低彩度を基本とし、周辺の景観との調和に配慮したければしくはない配色とすること。特に工作物の大部分を占める基調色の彩度については、地域に多く用いられている色彩との調和を図り、マンセル値で次を満たすこと。 ア R (赤), YR (橙) 系の色相を使用する場合は、彩度4以下 イ Y (黄) 系の色相を使用する場合は、彩度3以下 ウ その他の色相を使用する場合は、彩度2以下 (2) 建築物と一体となって設置される場合は、当該建築物の色彩と調和したものであること。 |
| (1) 道路 (2) 公園 | | (1) 周辺の景観に調和した意匠、色彩等とすること。 (2) 屋外に設置する設備は、できるだけ目立たないように工夫したものとすること。 |

| | | |
|--------------------|---|--|
| | <p>(1) 高架道路，高架鉄道，横断歩道橋，こ線橋その他これらに類するもの</p> <p>(2) 橋りょうその他これに類するもの</p> | <p>(1) 周辺の景観に調和した意匠，色彩等とすること。</p> <p>(2) 屋外に設置する設備は，できるだけ目立たないよう工夫したものとする。</p> <p>(3) 親柱，高欄等の意匠やポイントとなる彫刻，緑化等による演出を工夫したものとする。</p> |
| <p>工作物の高さの最高限度</p> | | <p>1 工作物の各部分の高さ（芦屋川に沿って接する道路（以下「芦屋川沿道」という。）の路面の中心からの高さによる。）は，当該部分から芦屋川沿道の境界線までの水平距離に，1.0を乗じて得たものに，A地区にあっては5mを，B地区及びC地区にあっては10mを加えたもの以下とする。</p> <p>2 工作物の高さの最高限度の制限に適合しない部分を有する工作物で，前項に規定する工作物の高さの最高限度を超えない範囲で行われる増築，改築，移転及び外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更については，この限りでない。</p> |

附 則

（施行期日）

1 この条例は，平成22年11月1日から施行する。

（芦屋市附属機関の設置に関する条例の一部改正）

2 芦屋市附属機関の設置に関する条例（平成18年芦屋市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の表市長芦屋市景観認定審査会の項中「第9条」の次に「及び第9条の2」を加える。

参 照

芦屋市都市景観条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

芦屋川南特別景観地区の都市計画決定に伴い、当該地区における工作物の形態意匠等の制限その他必要な事項を定めるとともに、関係条文を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 門、塀、垣、石積み擁壁等の保存認定に関する事項の追加

(第9条の2及び第13条の2関係)

ア 市長は、景観地区に関する都市計画において定められた門、塀、垣、石積み擁壁等の保存認定をしようとするときは、あらかじめ認定審査会の意見を聴かなければならない。

イ 景観地区に関する都市計画において定められた門、塀、垣、石積み擁壁等の保存認定に係る敷地面積の最低限度の特例により建築物の建築に供する目的で行う土地の区画の変更を行う者は、あらかじめ、その計画が、まちなみを特徴づけている意匠を有するものの保存を行うことを目的としていることについて、申請書を提出して市長の認定を受けなければならない。当該認定を受けた計画の変更を行おうとする場合も、同様とする。

ウ 市長は、申請書を受理した日から30日以内に、申請に係る計画がまちなみを特徴づけている意匠を有するものの保存を行うことを目的としていると認めるときは、当該申請者に認定証を交付しなければならない。

エ 市長は、申請に係る計画がまちなみを特徴づけている意匠を有するものの保存を行うことを目的としていないと認めるとき、又は当該申請書の記載によってはまちなみを特徴づけている意匠を有するものの保存を行うことを目的としているかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を、申請書を受理した日から30日以内に当該申請者に交付しなければならない。

(2) 工作物の高さの最高限度に係る規定の整備

(第14条から第17条まで, 第21条, 第22条及び別表第2関係)

ア 景観地区内における工作物は, 別表第2に定める工作物の高さの最高限度に適合するものでなければならない。ただし, 消防法, 航空法及び有線電気通信法の規定により義務付けられた工作物又はその部分にあつては, この限りでない。

イ その他関係条文の整理

(3) 芦屋川南特別景観地区の都市計画決定に伴う規定の整備

(別表第1及び別表第2関係)

ア 芦屋川南特別景観地区において, 建設等の計画について認定を要する工作物を別表第1に定める。

イ 芦屋川南特別景観地区における工作物の形態意匠の制限及び高さの最高限度を別表第2に定める。

(4) その他字句の整理

3 施行期日

(1) 平成22年11月1日

(2) 芦屋市附属機関の設置に関する条例の一部改正

芦屋市景観認定審査会の担当事務に景観地区に関する都市計画において定められた門, 塀, 垣, 石積み擁壁等の保存認定に係る審査に関する事項を加える。